

平成27年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(農林水産関係)

平成26年7月15日

全 国 知 事 会

1 TPP協定交渉について

- (1) TPP協定については、地方経済・国民生活への影響や効果、交渉内容等に関する国民への十分な情報提供と明確な説明を行い、交渉に当たっては、地域の活力を決して低下させないよう、国益を守ること。
- (2) 農林水産業については、経済連携の推進のあるなしに拘わらず、持続的に発展していけるよう、国の責任において、具体的・体系的対策を明示し、講ずること。
- (3) TPP協定への参加を判断するに当たっては、地方はもちろん、広く国民の意見を十分に聴き、東日本大震災からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、十分に配慮すること。

2 農業の振興について

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」の推進・見直しに当たっては、「農林水産業・地域の活力創造プラン」で示された基本的方向も踏まえ、自然条件や農業実態などの地域の実情に十分配慮し、農業・農村の有する多面的機能や食料問題を巡る情勢も十分踏まえつつ、食料の安定供給や食の安全・安心の確保、農業の持続的な発展に向けた生産基盤・共同利用施設の整備や多様な担い手の育成・確保、農村の振興など各種施策を充実させること。
- (2) 経営所得安定対策等については、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができるよう、安定的・継続的な制度とすること。
さらに、対象品目の拡大など、地域の特性や、農産物等の品目ごとの生産の実情を考慮した支援策を講じるとともに、非主食用米等については、需要を考慮した上で、その生産をより一層誘導する仕組みとすること。
また、新たに検討を行っている収入保険の導入については、災害や農業情勢等による収量や販売価格の低下のほか、生産資材費の高騰などにも対応するなど、経営を支える万全なセーフティネットとするとともに、加入を希望する農業者が加入しやすい制度を構築すること。
- (3) 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行に当たっては、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承等、農業・農村の有する多面的機能が、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、極めて重要な機能であることを踏まえ、将来にわたって、効果的に支援を行うことができる仕組みとするとともに、事務経費を含め、基本的に国庫負担により予算を確保し、我が国の農地の保全を図ること。
また、中山間地域等直接支払制度については、平成27年度からの第4期対策において、中山間地域の耕作放棄地の一層の発生防止が図られるよう、樹園地や棚田等の取組面積拡大に向けた制度の充実・強化を行うこと。
あわせて、過疎化・高齢化が進行している中山間地域においては、後継者が確保されるよう、多面的機能の発揮という観点に加え、社会政策的観点も含め、十分な所得を確保するための新たな支援制度を構築すること。

(4) 青年就農給付金の支給を長期に継続できるよう、必要な予算を十分に確保するとともに、新規就農者の就農意欲の喚起と定着を図るための支援策を充実させること。

また、農業研修生を受け入れる農家等に対し、その活動に見合う支援策を創設すること。

さらに、集落営農組織の法人化促進や、法人化後の経営安定への支援策を講じるなど、持続的な担い手づくりに努めること。

(5) 農地中間管理機構については、関係事業の予算を十分確保するとともに、その活用状況等を検証し、都道府県や市町村など、関係機関の実情を踏まえた有効な仕組みとなるよう必要に応じて改善を行うとともに、地方に負担を生じさせないこと。

(6) 農産物の安全性と信頼性の確保など、食の安全・安心に関する国民ニーズに対応するため、国において加工食品の原料原産地表示対象品目の拡大及び輸入食品の検疫体制の強化を行うとともに、地方が行う以下の取組を支援すること。

- ・ 有機農業等の環境に配慮した農業に係る技術開発や販路拡大対策の推進
- ・ 食育及び地産地消運動の推進
- ・ 農薬の飛散防止技術及び残留分析技術の調査研究や普及

(7) 農業生産の低コスト化や省力化、品質の向上などに向けた、地域における品種・技術の研究、開発及び普及に対する支援を強化すること。

(8) 農業の生産性向上を図るためには、農地の大区画化や汎用化、農業用水利施設の老朽化対策等の農業生産基盤整備、農地利用集積などが不可欠であることから、計画的にこれらの事業が推進できるよう必要な予算の確保を図ること。

また、集落間道路の整備や農村地域の防災・減災対策を推進するとともに、太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギーの導入や、耕作放棄地の再生など、地域の緊急的な課題の解決に向けた施策を推進すること。

(9) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の国内への侵入・まん延防止や特定家畜伝染病における疑似患畜確定前の防疫措置について、支援制度を強化・拡充すること。口蹄疫については、新たな発生に備えて迅速で簡易な検査方法を確立すること。

また、発生した場合の感染経路の速やかな解明、農家等への経営支援、風評の払拭等の対策を引き続き強化すること。

なお、家畜の処分については、埋却が困難な場合や耕作放棄地及び農地以外が埋却地の対象となる場合もあるため、適切な防疫対策や埋却地の再活用が可能となるような支援策を講じること。併せて、移動式焼却炉や移動式レンダリング処理装置の配備を行うこと。

また、家畜伝染病予防法で規定されていない飼育動物が家畜伝染病の病原体に感染している場合、まん延防止措置を実施できないことから、関連法令を整備するなどの措置を検討するとともに、必要な財政措置を講じること。

さらに、現在、全国的に発生している豚流行性下痢（PED）については、感染経路の速やかな解明と、ワクチンの需要に見合った安定的・継続的な供給体制

を維持するとともに、生産現場における侵入・まん延防止対策に対して、必要な財源の確保や支援措置を講じること。

(10) 産業動物診療、家畜衛生及び公衆衛生に携わる質の高い獣医師を確保するため、大学のカリキュラム充実を図ること。

また、畜産現場では、産業動物獣医師の業務を的確に補助する動物看護師を必要とすることから、その知識、技術の高位平準化を図るための教育制度の整備及び国家資格化を検討すること。

(11) 野生鳥獣による農林水産業被害が全国的に拡大している実態を踏まえ、簡易で効率的な捕獲方法の研究、捕獲の担い手確保並びに侵入防止柵の整備等、鳥獣被害防止対策の更なる拡充と継続を図ること。また、捕獲した野生鳥獣を獣肉として活用する際の衛生管理について全国統一の基準と仕組みを整備するなど、獣肉の利活用を推進すること。

(12) 我が国の農林水産業の持続的発展が将来にわたり可能となるよう、WTOドーハ・ラウンドにおける農業交渉及びEPA・FTA等の交渉において適切に対応すること。また、大筋合意に至った日豪EPAについては、生産者が将来に向けて展望を持って経営を継続していくため、国において、万全な措置を講じること。

(13) 東京電力福島第一原子力発電所事故の発生による農林水産物等の安全性の問題について、特に以下の対策を早急に講じること。

- ・ 地方公共団体や関係団体等が実施する農林水産物の放射性物質検査に係る検査機器の整備及び検査人員の確保等について、財源措置を含め全面的な支援を行うこと。
- ・ 放射性物質により汚染された土壌等の除染を迅速に行うこと。
- ・ 放射性物質に汚染された農業系廃棄物について、最終的な処分方法が具体的に確立するまでの間、一時保管等の隔離対策を強力に支援すること。
- ・ 食品中の放射性物質に関する基準値に関し、国民の理解促進を図ること。また、国産農林水産物の安全性について、国内外における情報発信やリスクコミュニケーションを積極的に行うなど、風評の払拭に努めるとともに、地域の取組に対しても支援を行うこと。
- ・ 国産食品に対する諸外国の輸入規制の早期解除に向けて、政府間交渉の取組をより一層強化するとともに、取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

(14) 未承認遺伝子組換え農作物については、国の責任において、国内で栽培や流通することがないように厳重な検査を行うなど、国内侵入防止対策を強化すること。

(15) 燃油価格・肥料価格や配合飼料価格が長期にわたり高騰し、農家の実質負担が増加していることから、生産資材の価格変動に左右されない安定した農業経営の確立に向けた資材の効率的な利用・低コスト化への取組への支援や、配合飼料価格安定制度を拡充・強化すること。

特に、燃油価格高騰緊急対策については、生産・加工工程で燃油を使用する菌床しいたけ、茶及び葉たばこも対象となるよう拡充するとともに恒久的な制度とすること。

(16) 農林水産業の6次産業化を着実に推進するため、「6次産業化ネットワーク活動交付金」の拡充・強化を図ること。

特に、国が認定した「総合化事業計画」が円滑に推進されるよう、施設整備等に必要な財政措置を講じること。

(17) 「果樹・茶における改植及び未収益期間対策」については、平成26年度が終期となっており、競争力のある産地への構造改革に向けて有効な施策であることから、引き続き、支援を継続するとともに、茶の小規模園地整備や他品目からの転換による新植も支援に加えるなど、支援対策の充実・強化を図ること。

3 林業の振興について

(1) 森林整備や木材利用などの森林吸収源対策は、地球温暖化対策の重要な柱であり、継続して実施することが重要であるため、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率上乘せ分の用途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に応じた税財源として確保するなど、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に地方団体が果たす役割を適切に反映した安定的かつ恒久的な地方税財源の充実・強化のための制度を速やかに構築すること。

また、国産材の積極的使用、木質バイオマスエネルギーの利用拡大、J-クレジット制度の活用への支援を拡充すること。

(2) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮と、林業・木材産業の地域資源創造型産業への再生、木材利用・エネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献を図るため、森林・林業の再生に当たっては、林業を取り巻く環境など地域の実情に十分配慮し、地方と協議の上、以下をはじめとする効果的な施策を実施すること。

- ・平成26年度で終了予定の「森林整備加速化・林業再生事業」の延長又は新たな支援制度の創設などによる川上から川下に至る総合的な取組への恒久的な支援
- ・「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」などによる森林整備の推進
- ・木造公共施設等の整備に対する助成制度の拡充・強化
- ・木材利用ポイント制度の延長など、民間施設への国産材の利用を促進するための施策の充実
- ・森林経営計画の作成や実行に必要な担い手の確保・育成
- ・林道整備等を促進する定額助成制度の創設
- ・建築基準法関連の法整備の早期実現など、飛躍的な木材需要の拡大につながるCLTの取組への支援
- ・東京オリンピックなど、様々な機会を通じて日本の木の文化や技術を世界に発信

(3) 森林整備法人等について、資金調達や利息負担軽減対策、任意繰上償還の実施等、実効性のある支援措置を早急かつ長期的に講じること。

(4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い発生した放射性物質により汚染された全てのしいたけ原木等の廃棄物処理について、国は国民の不安を払拭するなど、万全の措置を講じること。

また、きのこ・山菜類の出荷制限の解除要件については、野生きのこなどの実態に即して、検体量を減らすなど柔軟に対応すること。

さらに、風評被害等により特用林産物の生産及び経営に多大な支障をきたしているため、きのこ原木等の生産資材の助成などの施策を長期にわたり継続すること。

4 水産業の振興について

- (1) 「水産基本計画」に基づき、水産業の現状と課題を踏まえ、地方と協議の上、より効果的な施策を総合的かつ計画的に実施すること。
特に、東日本大震災による津波被害や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響など地域の実情に十分配慮すること。
- (2) 「資源管理・漁業経営安定対策」については、燃油・配合飼料価格の高騰が続く中、漁業者が安心して漁業に取り組む事ができるよう漁業コスト構造改革緊急対策や燃油に係る税制特例措置を恒久的な制度とすること。特に、漁業共済の補償水準や、養殖業における適正養殖可能数量の設定方法について、地域の意見や実情を踏まえた上で見直すこと。
- (3) 周辺諸国との漁業外交を強力に推進し、既存の漁業協定の見直しも含め、水産物の安定供給の確保対策を強化すること。
特に、竹島の領土権の確立による日韓暫定水域の撤廃並びにそれまでの間の当該水域、日中暫定措置水域、北緯27度以南の水域においては、適切な資源管理体制と操業秩序の確立を図ること。
さらに、日台漁業取決めについては、法令適用除外水域を見直すこと。
また、排他的経済水域内における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、国の監視・取締体制を充実・強化すること。
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の流出により、水産業への影響が懸念されることから、汚染水等が海洋へ流出することのないよう、万全の措置を講じること。
- (5) 「新規漁業就業者対策」については、特に収入が不安定な就業直後の給付金制度を創設するなど、漁業技術の習得から着業まで一貫した支援体制を整備すること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟に対する就業支援制度を拡充し、持続的な担い手づくりの体制を整備すること。